

第4期以降の運行に向けた課題整理と解決策に対する
 チョイソコ部会での検討結果

① 「住宅地停留所」枠の確定（第4期以降）

○

【事務局】 「住宅地停留所」については、地域住民の利便性とチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、資源ゴミ置き場や集会所等への設置を基本に、地域住民との合意のもと設置している。一方で、下表のとおり、9月末時点で一度も利用されていない停留所も存在することから、チョイソコの本格運行への移行へ向け、住宅地停留所の見直しを行いたい旨を提案。なお精査の方法については、次のとおり。

- ア. 利用実績の大小にかかわらず、住宅地停留所の設置場所について、交通不便地域内の各行政区（町内会）へ確認依頼をする。
- イ. 確認依頼後、住宅地停留所の増設、廃止または移設の要望があった行政区（町内会）との協議を行い、チョイソコ部会及び地域公共交通会議において報告する。なお、利用人数が1人以下の停留所は基本的に廃止とし、増設の場合は「行政区（町内会）内の1人以上の利用がある停留所数×1割」を基本とする。
- ウ. チョイソコ部会及び地域公共交通会議への報告を経て確定した停留所を「住宅地停留所」として定める。

▼表1 一度も利用されていない停留所（9月末時点）

沓掛エリア	仙人塚・間米エリア
一長田	西鶴根町内会防災倉庫
坊主山	榎山曲角
集荷場	中京競馬場南東
松本	三ッ谷公園集会所
藪田集会所	榎山公園
大同集会所	仙人塚第2資源ゴミ置き場

【結論】 本格運行に向けた「住宅地停留所」の見直しに限っては、上記方法により実施し、2020年3月末までに確定させる。以後、定常的な見直しの方法については検討する。

② 交通不便地域の指定

×

【事務局】 チョイソコとよあけ（以下「チョイソコ」という。）第3期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域として、以下の地域を定めている。

▼第3期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域

沓掛エリア	仙人塚・間米エリア
東沓掛区全域 （若王子、藪田、上高根、下高根、小所、中川及び切山台町内会）	前後区の一部 （前後ニュータウン及び前後北町内会）
西沓掛区全域 （山新田、山田、徳田、本郷、宿、寺内、荒井、ひかり台団地及び大同町内会）	西区全域 （仙人塚東、仙人塚西、競馬場東、前後西及び敷田町内会）
	間米区全域 （鶴根、榎山、間米、西鶴根及び榎山町内会）

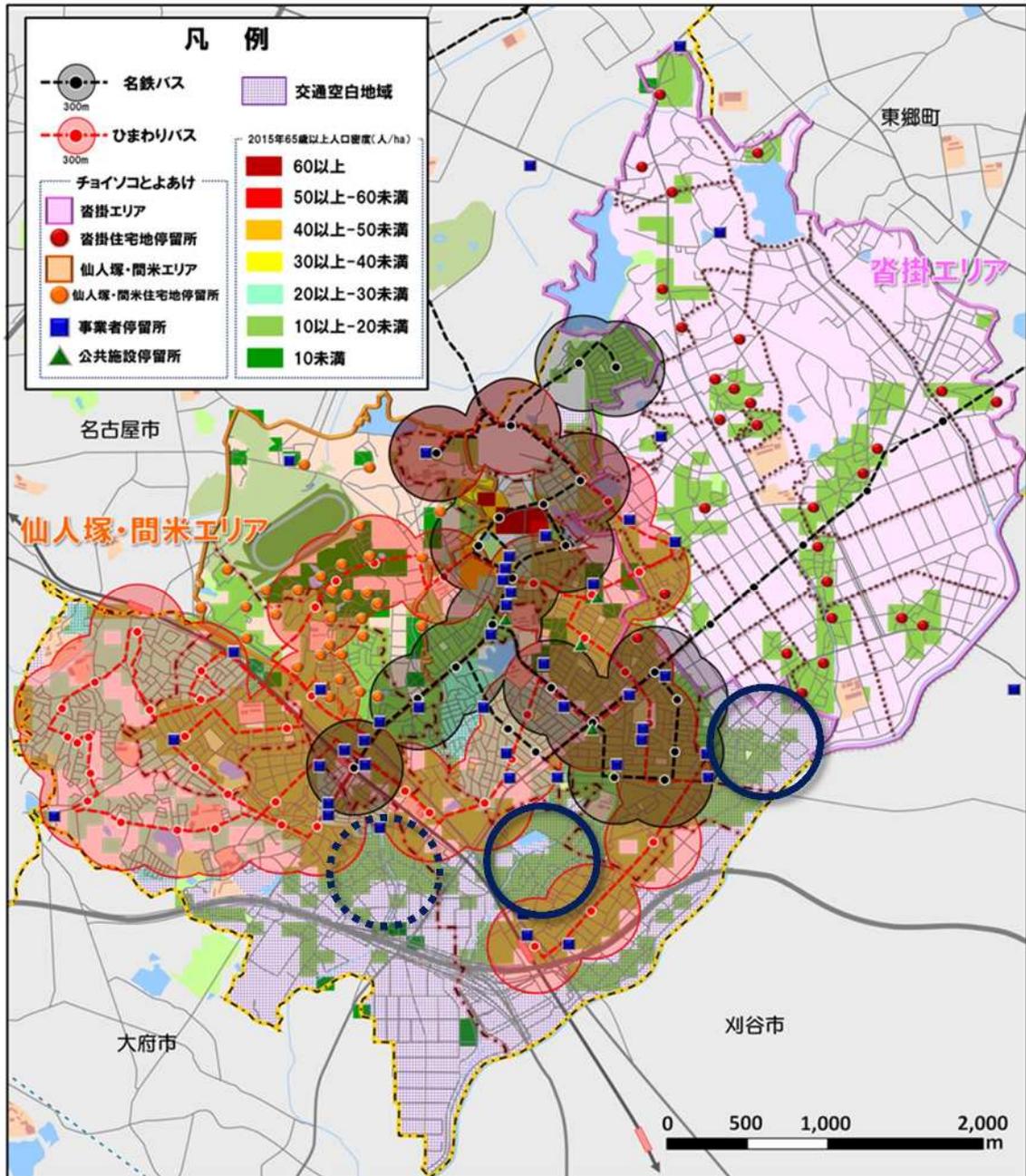
一方で、網形成計画で定めた地域路線検討地域以外においても、右図のように、上記エリア以外にも名鉄バスやひまわりバスではカバーできていおらず、高齢者や障がい者にとって公共交通が利用しづらくなっている地区も存在している。このため、現状の枠組みの中で、交通空白地域の解消と同地区の高齢者及び障がい者のお出かけの“足”を確保することを目的に、第4期より以下の地区を交通不便地域として設定し、住宅地停留所が設置できるよう提案。

なお、大脇区については、網形成計画に定めた地域路線検討地域であるので、今回のエリア設定からは除外する。

▼第4期運行計画における住宅地停留所が設定可能な交通不便地域（追加）

大久伝エリア	阿野エリア
大久伝区の一部 （大久伝中東、大久伝南及びナビライフ町内会）	阿野区の一部 （阿野中、阿野西及び阿野北町内会）

▼豊明市内の公共交通カバーエリア図



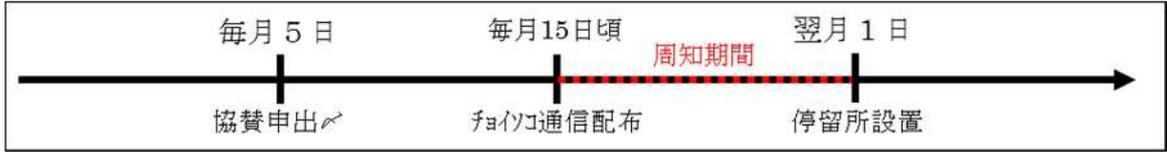
【結 論】 今回提案した2つのエリアが名鉄バスやひまわりバスの利用がしづらいエリアとなっていることは事実として認識。一方で、同エリア以外にも交通空白地域があり、それらをチョイソコでカバーするとなると、限界がある。現時点においても、一定の時間帯（特に9時台）は利用者の利用希望時刻との差異が広がったり、場合によっては予約不成立が生じている状況のなかで、チョイソコの運行エリアを拡大することにより、さらに不成立が拡大する可能性や、現在の利用者への影響も懸念される。さらには、市内のタクシー事業者への影響も更に大きくなる。

そのため、交通空白地域への対応は、チョイソコに限らず、地元事業者と連携しながら、タクシーを活用した施策も含めて引き続き検討を行うこととする。

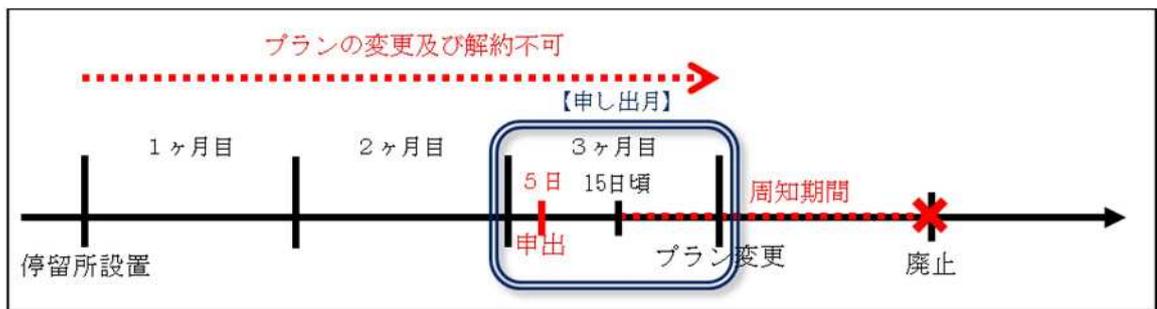
③ 事業者停留所の拡大

イ 事業者停留所の廃止時期の統一化

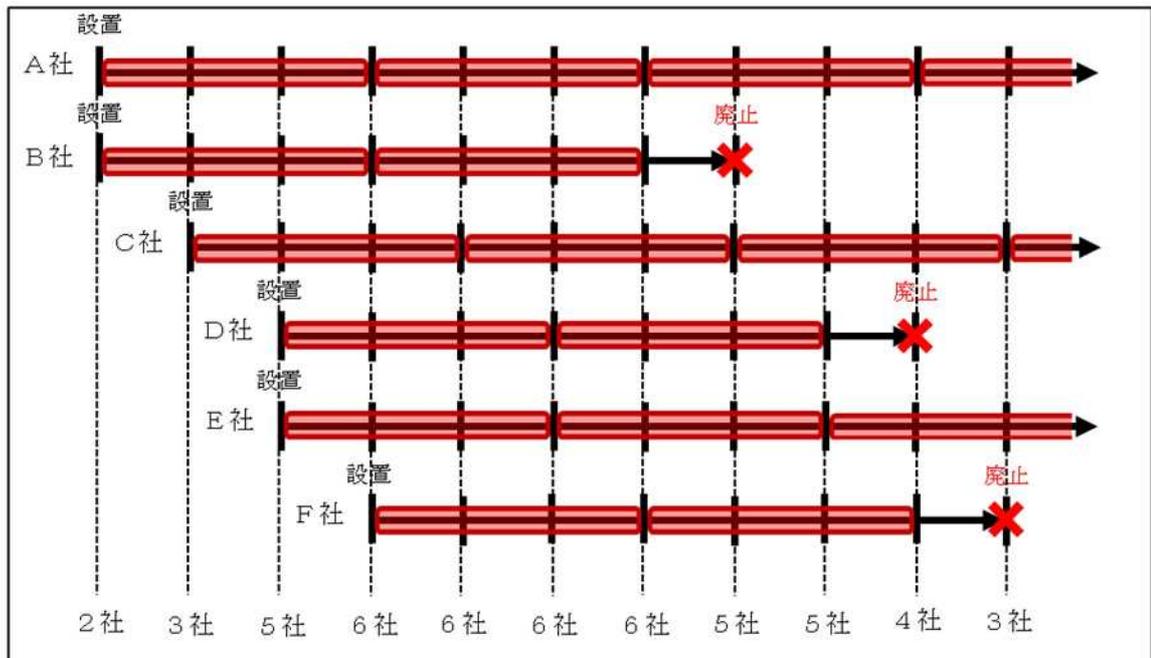
【事務局】 現在、協賛企業（以下「スポンサー」という。）が事業者停留所を設置するまでのスケジュールは次のとおりとなっている。



また、停留所の廃止については、利用者への周知期間を確保するため、申出月の翌々月から廃止としている。



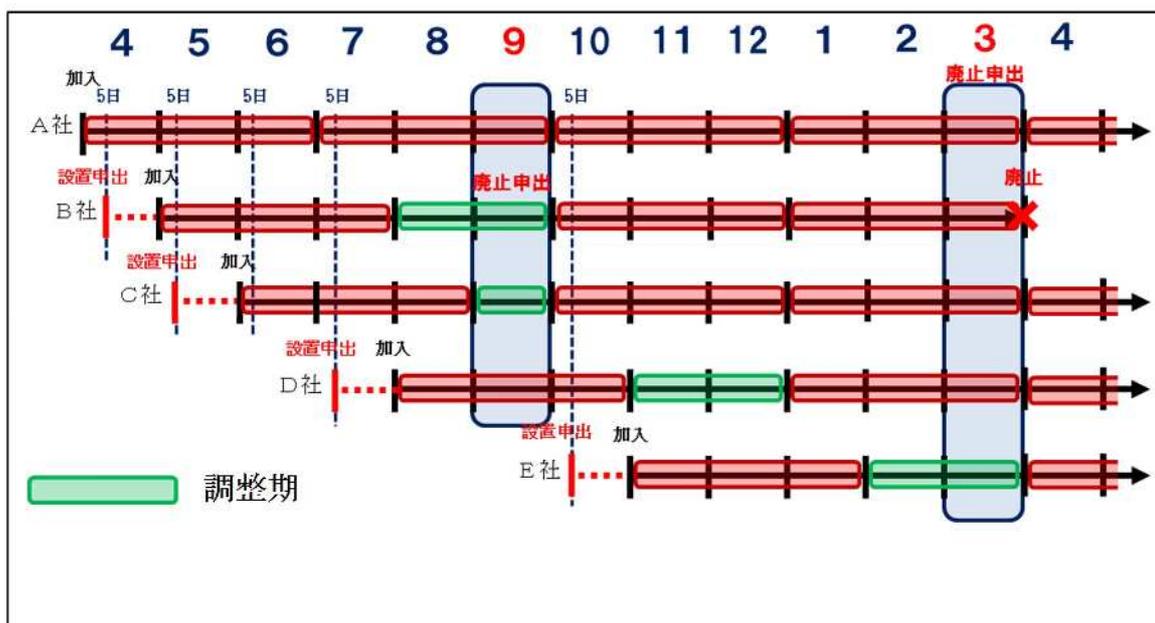
停留所は、事業者から設置の申し出があった月の翌月から設置できることとしている。ただし、事業者によって設置月が異なるため、毎月、増設や廃止を伴う停留所数が増減していくような体制となっている。



そこで、事業者停留所の頻繁な増減が発生しないような仕組みづくりとして、停留所の廃止時期を統一する旨を提案。

事業者停留所の設置については、従来通り毎月5日までに申し出があれば、翌月1日より設置できるものとする。また、現在は3ヶ月単位でプラン等の見直しができるところを、見直し及び廃止時期を統一させるため、2回目の更新のタイミングを四半期に合わせる。

一方、事業者停留所の廃止については、半期毎に設けた廃止月の末日までに申し出があれば、翌廃止月の末日をもって停留所を廃止できるものとする。

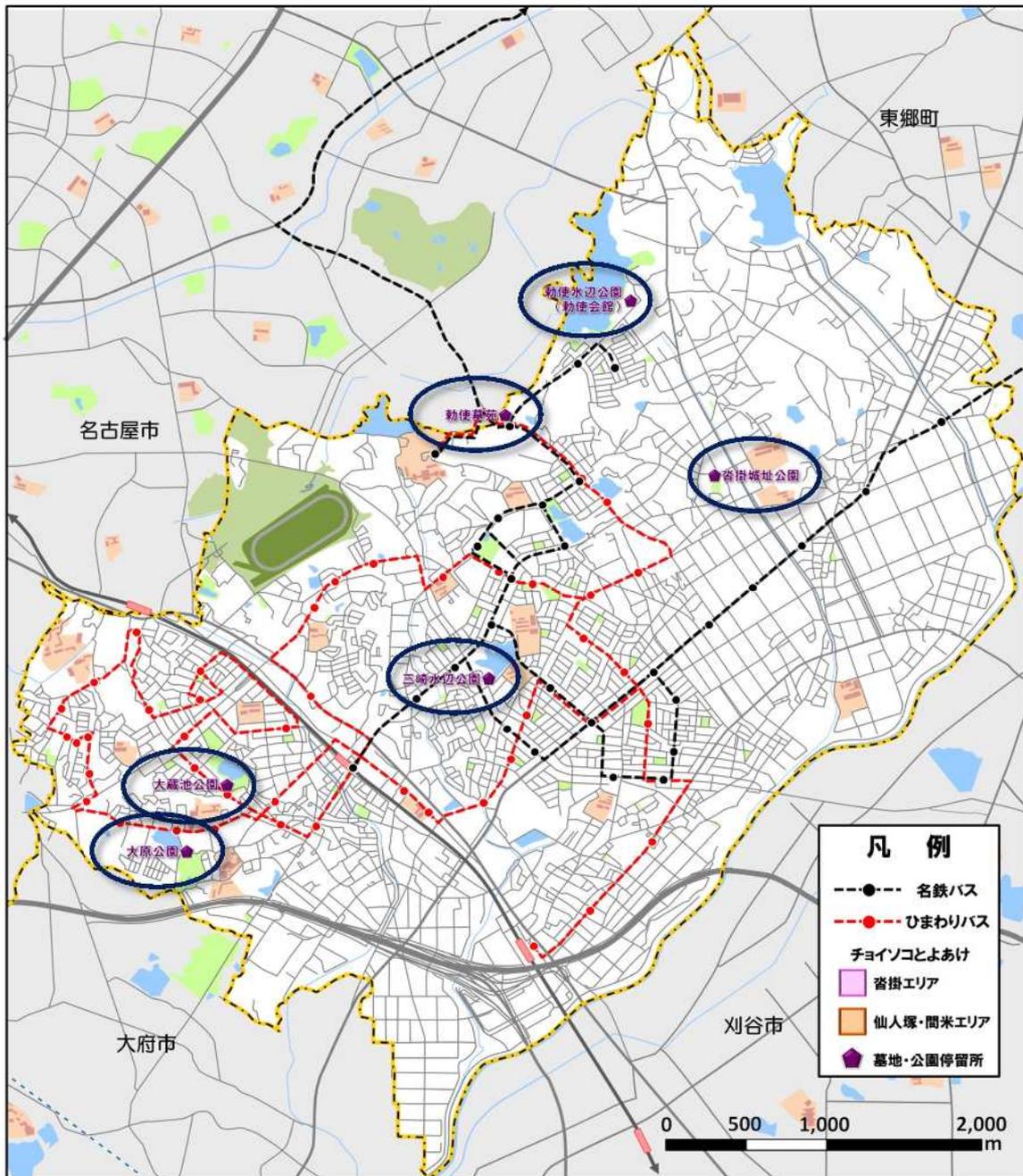


【結論】 上記内容を第4期運行計画に追記する。

④ 墓地・公園停留所の設置（駐車スペースが整備されている公園・墓地の追加） ○

【事務局】 2019年6月に実施したグループインタビューでは、お墓参りやウォーキングも外出目的のひとつであることが判明。このため、目的の多様化による利用者の増加、高齢者及び障がい者の外出促進を検証することを目的として、「墓地」及び「公園」を停留所とする「墓地・公園停留所」を新たに設置する旨を提案。

▼墓地・公園停留所位置図



【結論】 本市が管理している「勅使墓苑」、ウォーキングコース及び駐車場が整備されている上記5つの「公園」を停留所として定め、第4期運行計画に追記する。なお、本停留所は、第4期運行計画においては事業者停留

所と同様の取り扱いとし、目的づくりとして利用者にどのような影響が
でるのか、また、どの程度、チョイソコ利用者の増加を見込めるかを検
証したうえで、停留所の取り扱い（公共施設停留所として扱うかどうか）
を判断する。